

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

『「第7波」急拡大防止に向けて』について

現在、置き換わりが進みつつあるオミクロン株「BA.5系統」による圧倒的な感染スピード、ワクチン接種後の効果減衰などを背景に、第6波のピークを上回る勢いで急速に感染が拡大し「第7波の真ただ中」にあります。

このまま感染拡大が続けば、早ければ数日の内にも第6波のピークを上回り、一気に過去最大の波となる事態も想定されます。

このため、本日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり『「第7波」急拡大防止に向けて』を決定したところです。

高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクが高い方々への感染が懸念される中、今般の対策では、高齢者・障がい者福祉施設における対応として、以下のとおり示されたところです。

県内の障害福祉サービス事業所等におかれては、当対策の趣旨に基づき、引き続き、感染拡大防止対策の継続をお願いします。

記

○高齢者・障がい者福祉施設における対策強化のポイント

【高齢者・障がい者福祉施設における対応】

- ・施設で感染者が出た場合、直ちに接触者の職員、利用者を幅広く検査するとともに、入所施設においては、感染症対策専門家による早期支援を徹底
- ・施設における検体採取や施設内療養時の往診などを的確に行うため、施設の協力医療機関や地元医療機関との連携強化
- ・施設職員に対する予防的検査を8月末まで延長するとともに、頻度を上げるなど、感染をより早期発見できるよう検査の実効性を確保
- ・平時及び感染発生初動時における感染対策について、事業者団体と連携し、再点検を依頼

[添付資料]

- ・『「第7波」急拡大防止に向けて』（令和4年7月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		